

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○ 知事 ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 東京都 |
| 3. 市区町村名 | 青梅市 |
| 4. 届出番号 | 4 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-4 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/7/1494.html |

執行機関名 青梅市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|---------------------------------|---|---|
| ① 事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 重度心身障害者等に対する入浴サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの |
| ② 番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③ 番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第6の項 重度心身障害者等に対する入浴サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日号外法律第百二十三号)第1条 | 青梅市重度心身障害者(児)入浴サービス事業実施要綱第1項 |
| ⑥ 事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 1 目的 この要綱は、自宅の浴室あるいは一般の浴場では入浴することが困難な在宅の重度心身障害者(児)に入浴のサービスを提供し、 <u>重度心身障害者(児)の身体の清潔を保つとともに、家族の介護および経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。</u> |
| ⑦ 独自利用事務の関連規範 | | 青梅市重度心身障害者(児)入浴サービス事業実施要綱 |